

## 第3回会合における構成員からの主なご意見

---

2020年7月10日  
事 務 局

## 検討の背景等に関するご意見

- プロ責法について10年目の検証を行った際には、権利侵害の明白性要件について、「もともと被害者の救済に支障が出ていたところ、被害者の権利回復を図る必要性から、どれほど発信者のプライバシー、表現の自由を制約してよいか」で考えるべき、すなわち引き算で考えるべきだと明らかにしているが、今回、被害者救済という法益も表現の自由や通信の秘密、プライバシーの法益の確保のいずれも全く対等に実現すべきものとして考えるべきかという点については若干疑問がある。【丸橋構成員】

## 発信者情報の開示対象の拡大に関するご意見

- メールアドレスの開示は認められているが、メールアドレスは登録者情報であって権利侵害投稿の通信とは直接関係がないので、ログイン時のIPアドレスについても開示してほしいという話になると思うが、二重、三重でログインしているユーザもあり、どのログインから問題の投稿をしたのか分からないのに開示をしなければならぬとなると、アクセスプロバイダとの関係でどの範囲について開示対象になるのか分からなくなってしまうので、この点も検討する必要がある。【以上、上沼構成員】
- IDとパスワードを別人が使う可能性があるのは、共有アカウントの場合など極めて例外的な事情であり、普通の場合であれば、IDとパスワードを別人が使うことは考えにくいと思う。そのため、IDとパスワードを使って別人が投稿した可能性も含めて誤爆と言ってしまうと、それは投稿時のIPアドレスであっても同じようなことになってしまうので、どの点をもって誤爆の可能性を考えるべきなのかを整理すべき。【以上、大谷構成員】
- 侵害情報の直前の情報であれば同一の発信者による蓋然性が高いとは必ずしもいえないと思うので、直前の情報に限定するということは合理的ではないのではないかと。発信者とは別人の情報を開示してしまう現象はどのくらい回避できるのかという点については、技術的な実態を踏まえて検討していく必要がある。
- 発信者情報開示請求を受けているプロバイダの中で、ログイン時IPと発信者本人の関係についてどのような一致が見られるのかといった、おおよその技術的な背景についてレクチャーを受けた上で、別人を開示する可能性を排除できるような文言を考えることができれば、ログイン時情報の開示が非常に現実的になる。
- 同じIPアドレスが複数人に割り当てられるケースは特に珍しいことではないと思うので、その中から発信者本人を見いだすためには補足的な情報が必要になると思う。
- 他人にログイン情報を乗っ取られることが極めて少ないと思うが、ゼロではないため、他人の情報を開示してしまうリスクを回避する方法があるのかどうかについては、技術的な検討を一定程度した上で検討すべき。【以上、垣内構成員】
- 権利侵害投稿の通信そのものに関する情報との関係で補充性を認めるべきという点については同意見。また、ログイン時情報の範囲の限定の仕方についても、権利侵害投稿の準備行為と評価できるようなものについて何か絞りをかけるといった検討が今後も必要ではないかという点についても同意見。【垣内構成員】
- 発信者情報開示の問題については、現行の手続を前提とすると非常に難しいところがあるが、仮に、開示に先立って発信者についての手続に一定の関与をさせて事情を調べ、情報を確保しておいた上で、開示が適切なかどうかを慎重に判断するということができるようになれば、もう少し柔軟に考えていくこともできるのではないかと。【以上、垣内構成員】

## 発信者情報の開示対象の拡大に関するご意見

- 現在の実務でもIPアドレスとタイムスタンプがある場合にログイン情報の開示を認める裁判例はないと認識しているため、ログイン情報の開示は、あくまでもIPアドレスとタイムスタンプがない場合に限定する必要がある。
- ログイン情報について、発信者とは別人の可能性がある場合には対象とすべきでなく、同一の発信者であるという場合に限ることが必要。
- ログイン時情報の範囲について、侵害情報の投稿直前のログに限ることを原則とするなど、一定の限定が必要。
- 開示関係役務提供者の要件について変更する場合、プロバイダにとってどの範囲の情報が発信者情報となるのか分からなくなってしまうという問題があるため、変更を加えるのであれば、どう影響が生じることになるのかという点を少し慎重に時間をかけて議論してから検討すべき。
- ログイン時情報の範囲について、直前のログに限定すると不合理な場合があると思うので、例外的に柔軟な対応ができるような制度設計が一番よいと思う。この問題が難しいのは、侵害情報をどのログインでアクセスしたか結局誰も分からない点にあるが、ログインの数はかなり量が多いためある程度制限すべきではないかと思う。
- 必要最小限度にすべきという観点からすると、直前のログ1つに限ることも一つの考え方だと思うが、1つに限らないとしても、どこまで範囲を広げてよいのかという点については、通信の秘密との関係で検討すべき。

【以上、北澤構成員】

- ログイン時情報の開示については、本来であれば投稿時ログの開示を求めるところ、コンテンツプロバイダにおいて投稿時ログが保存されていないために特に開示が認められる情報であるという特徴に配慮した制度設計が必要。例えば、ログイン時情報のような間接的な情報の開示は、投稿時ログの開示が奏功しない場合に限って認められるべきということ（補充性要件）を明示することも一案。
- ログイン時情報を開示対象として追加する場合、「投稿の直前」のように硬直的、形式的な基準を設定してしまうと、かえって真の発信者ではない人の情報が開示されてしまうおそれがあるため、「発信者の特定に必要なログイン時情報」のような、ある程度一般的な書き方にした方がよい。
- 「投稿の直前」のログイン時情報に限らず、「発信者の特定に必要な」ログイン時情報の開示を認めることと、多数のログイン時情報の開示を一括で認めることとは、一応区別して考えられる。例えば、投稿の直前のログイン時情報には限定しないが、発信者の特定に必要な情報に限定するなどの方法で、複数件の情報の一括開示には慎重な立場を取ることも可能ではないか。

【以上、栗田構成員】

- ログイン時情報の範囲について、直前のログインから投稿しているとは必ずしも限らず、しばらく前の別のログインから投稿しているということも往々にしてあるため、直前のログに限定してしまうと、實際上、本当にそのプロバイダが侵害情報に係る通信を媒介したのかということが分からないため、直前のログに限定すべきではない。
- 「例外的な事由がある場合に限り、ログイン用のアカウントを取得する際の通信等その他の情報も開示すべきではないか」という記載があるが、何を以て例外とするかという点もきちんと議論する必要がある。

【以上、清水構成員】

## 第3回会合における構成員からの主なご意見

### 発信者情報の開示対象の拡大に関するご意見

- ログイン時情報について、侵害者と同一のものであるという証明ないし疎明がされ、かつほかの情報では侵害者の特定ができないという必要性があれば、侵害情報の流通の準備行為という場合はもちろん、事後のログアウトやログイン時の情報についても、一定の条件下で開示対象としてもよいと思う。
  - 侵害情報投稿後のログイン記録に基づく発信者情報開示請求を認容した裁判例があるが、侵害情報の投稿者とログイン者が同一だということが証明された上で、侵害情報投稿時のログイン情報がログの保存期間等の関係から既になかったという事情があったという必要性が特に認められたことを前提に、投稿後のログイン記録についての開示を認めたようなので、そのような条件が求められるということも検討する必要があるのではないかと。
- 【以上、前田構成員】
- 本来、ログイン者と発信者の同一性が確保できれば十分だが、ログイン者と発信者が同一でないおそれがあるということを開示関係役務提供者が防御しないといけない状況となっているところ、このような状況を避けるためには、ログインIDは発信者情報であるとストレートに認めてしまうのがよい。ログイン者と発信者の同一性について技術的に大きなリスクがある場合には、当該リスク回避を誰がどのように担保するかという問題は残るが、その点は割り切りの問題ではないか。
  - ログインIDとパスワードが他人によって使われることは、セッションハイジャック等の極めて例外的な場合だと思われるため、常に例外的とはいえ、一定程度あり得るリスクについてだけ手当てできればよいので、例外的な問題しかないのであれば文言に落とす必要もない。
- 【以上、丸橋構成員】
- ログイン時情報の開示について、侵害情報の直近のものに限定してしまうと、複数人でアクセスした場合等にはログインIPアドレスと侵害情報を投稿したIPアドレスが異なることが当然にあり得るため、発信者の特定が困難になる。そのためログイン時情報の範囲については、必要最低限度ではなく、ある程度範囲を広げた方がよい。
- 【北條構成員】

### 新たな裁判手続の創設に関するご意見

- 現在の発信者情報開示請求は、発信者に損害賠償請求するまでに3回手続が必要であり、若干制度疲労を起していると思うので、発信者の利益を考えた上で、3回の手続を少なくする方向で新たな裁判手続について積極的に考えていくべき。【上沼構成員】
- 新たな裁判手続の構想については、裁判所の司法判断を必ず介在させる仕組みという点では評価できるが、発信者の手続保障に配慮するということかどのような形での配慮になるのかという点と、開示要件をどのように具体的にうたっていくのかという点によって大きく違ってくるものだと思う。【大谷構成員】
- 手続の迅速化を図る観点から、訴訟手続の場合に求められる証明ではなく、疎明ではどうかという提案もあるが、疎明では事実関係の調査や発信者の手続保障という点で不十分ではないかと思う。手続の迅速化については、ログの保存期間超過によって最終的に被害者の救済が図られなくなるという問題があるからだと思うが、ログを保全するための仕組みが実現できるのであれば、事実関係の調査に十分な時間を尽くす証明の手続として新たな制度を設計していくことが望ましいのではないかと。
- ただ、被害者を秘密にしたまま発信者情報の特定に資する情報を保全するという仕組みについては、海外事業者の協力をどのように得るかという課題があるが、海外事業者の協力が得られるようであれば、かなり実現性が高い方法ではないかと思う。【大谷構成員】

## 新たな裁判手続の創設に関するご意見

- 新たな裁判手続をつくる時に決定手続の取下げの要件をどうするかということについては、慎重に検討する必要がある。
- 不当訴訟の救済について、発信者が匿名のままでは原告として損害賠償請求できないという問題については、権利・義務主体が匿名のまま訴訟担当として誰かが原告になるような仕組みがつかれないかということ別途考える必要がある。
- 新たな裁判手続については、訴訟よりは簡易、迅速な決定手続が想定されていると思うが、訴訟の場合には本案について証明が必要であるという点がある一方、決定手続の場合には必ずしも疎明でいいとは限らないので、新たな裁判手続を仮につくった場合には、疎明で足るのかという点については慎重に議論していく必要がある。
- ログの情報が開示前にきちんとした形で確保され、一定程度慎重な手続を経てから開示させるということでも間に合うという条件が整備されるのであれば、最終的な開示の要件については証明を要するという規律も十分考えられるのではないかと。他方、ログの保存の仕組みについて、どう仕組みを設けるか検討する必要があるが、申立てがあれば当然に保全させてよいのかどうかという点は問題であるため、最終的な開示については証明が必要であるといったような形で区別して論じていくということも一つの方法としてはあり得る。
- 新たな裁判手続については、最初の段階では発信者が誰かということが分からない前提で手続を進めていくということになるので、情報を直接持っているのはプロバイダ側であり、やはり何らかプロバイダが当事者的な形で関与する手続ということにならざるを得ないと思うが、発信者についてより直接的な手続保障を何か講ずることはできないかということは重要な課題と考えており、発信者が申立人には知られない形で手続に関与する方法を工夫できないかということが検討課題。
- 決定手続の場合、既判力は発生しないものの、一度は開示請求を取り下げたにも関わらず無条件にもう一度開示請求をすることはできないという認識が民事訴訟学の分野では一般化していると思うが、その点についてはなお検討する必要がある。

【以上、垣内構成員】

- 発信者情報開示請求については、1回の手続で解決すべきだという問題意識だと思うが、インターネット上の権利侵害の事件については、まさに憲法上の人権が直接問題になる紛争であり、発信者情報も一度開示してしまうと取り返しがつかなくなるという問題があるため、その1回の手続については少なくとも訴訟手続でしっかりと審理する必要があるのではないかと。
- プロバイダを一方当事者にすることが、発信者情報開示制度が適切に機能していない一因ではないかという指摘があるが、現在の開示実務ではプロバイダが匿名の表現者のために防御活動をしている、言わば匿名者の防波堤のような立ち位置に立っているような側面があり、こういった防御活動によって、現行制度で必要以上に表現を萎縮させていないというバランスが保たれている側面は否定できない。
- 防波堤の役割をプロバイダが担うべきかについては様々な意見があるが、そもそも発信者が裁判に巻き込まれることがどれだけ起きるのかという点は非常に懸念しており、裁判してもいいと思う人しかインターネット上で表現できなくなることになるのではないかとこの点は危惧している。そのため、新たな制度を検討するのであれば、発信者の手続保障について、悪用対策やスラップ訴訟対策といった運用レベルではなくて、法制度の中で確実にカバーできることが大前提である。
- 新たな裁判手続について決定手続で検討する場合、発信者が裁判に巻き込まれて応訴しても勝訴しそうなタイミングで同意なく取り下げられ、法的にはもう一度開示請求がされる立場のままという非常に不安定な地位になってしまうおそれがあるので、既判力が発生するの点については考慮すべき。
- 名誉毀損訴訟は、裁判で問題となった表現内容が真実だと分かると、今度は原告が表現内容が真実であることを知りながら訴訟したということで訴訟提起自体が不法行為として損害賠償請求を受けるリスクがあるが、新たな裁判手続において、同様に開示請求をしたが表現内容が真実だという話になった場合に、発信者は匿名のままであるため訴訟を起こせない。そのため、請求者側からすれば、仮に濫訴をしても不法行為責任を追及されることがなく、濫訴に対する歯止めがなくなってしまう点が懸念。

【以上、北澤構成員】

## 新たな裁判手続の創設に関するご意見

- 従来はプロバイダが発信者の利害を主張する役割を果たしてきたが、著作権侵害など場合によってはプロバイダと発信者の間で利害が対立することもあり得ると思うので、発信者の手続保障を実現するためには、対立構造とはいかなくても、それに準ずるような形で発信者の利害を適切に代弁できる存在が手続に関与することが重要ではないか。
- 通常の権利侵害の訴訟と同様に考えた場合、請求原因事実だけが訴状に載った場合には、比較的簡単に権利侵害の明白性があるということになってしまいかねず、抗弁に係る主張が十分になされなければ裁判所も適切な判断に至らないと思うので、権利侵害の明白性の立証を考えたときには発信者側からどういった抗弁事由が出るのかということが重要である。

【以上、前田構成員】
- 特定電気通信は掲示板管理者経由でなされるが、本来は発信した瞬間から世間に向けての1対多の通信だと思うので、その通信に関する紛争解決手続が何らかの形で1回の手続にして、証拠の保全も含めて効率的に行うことがよい。

【丸橋構成員】
- 発信者情報開示請求は、被害者側からすると責任追及の前哨戦のような言い方をされることがあるが、発信者にとっては開示されてしまえば原状回復が難しく、最終決戦のような意味合いがあるので、証明の程度を疎明で足りるという考え方は賛同できない。
- 現在の制度については、プロバイダ側が事実関係までも含めた調査を重ね、発信者の権利のために裁判で主張してくれているからこそ、開示請求の仮処分でもある程度の割合で却下されているが、新たな裁判手続によってプロバイダの防御を剥がしてしまうということは、実質的に匿名表現の自由の保護レベルを下げることになるのではないかという不安があり、発信者の手続保障という点についてかなり懸念。
- 開示をめぐる司法手続の簡素化が強調されているが、開示をめぐる手続は、発信者の情報を特定する段階と開示の可否を判断する段階とで分けて考えることが大切であり、前者については迅速化を図りつつも、後者については従前どおり慎重に判断する制度にすべき。
- 権利侵害の明白性の解釈についても、表現の匿名性の価値を高く評価し、一方の紛争当事者が欠ける中で審理することの難しさを配慮して名誉毀損の成立要件よりも厳しいハードルが課されていると思うので、その考え方を維持すべき。

【以上、若江構成員】

## ログの保存に関する取扱いに関するご意見

- そもそも投稿時ログを保存していないことが問題であるという点には同感だが、プロバイダ側にログの保存義務を認めることには、パーソナルデータの保護等の観点から難しい問題があるのではないかと。【栗田構成員】
- ログの保存期間について、アクセスプロバイダにおける通信履歴については、従来通信の構成要素として通信の秘密として保護されると理解されてきており、ログ保存の義務づけについてはかなり慎重な検討がなされてきたので、ログの保存義務を広範に課すというのは、通信の秘密や匿名表現の自由をかなり制約する制度設計になるかと思うので、本当にそれでいいのか確認する必要がある。
- アクセスプロバイダに対して一律に通信履歴の一定期間保存義務を課すということはかなり慎重に検討すべきではないかと考えており、特定の権利侵害に係る通信履歴について選択的に保全要請を行うという制度設計の方が、通信の秘密の保護、表現の自由と被害者救済の必要性のバランスを取るという観点からは筋がいいのではないかと。
- ただし、膨大なログの中から権利侵害に係る通信履歴を抽出して保全していくという負担を事業者に課すことになるので、それがどの程度現実的なのかという点については実態調査をすることが必要。  
【以上、鎮目座長代理】
- ログの保存する期間について延長されるのであれば、その情報は個人データになるため長期間保存されてしまうことが問題ではないかという指摘もあったが、その場合、どのくらいの期間保存するのが一番よいのかという議論が必要になり、そう考えると、ログの保存についてはそもそも義務にしておくべきではないかと思う。  
【北條弁護士】
- ログの保存をしてもらうことは前提として必要であるが、最近は開示請求をしてもログの調査をしないプロバイダもやや出てきているように感じられるので、ログの調査義務のようなものについてもきちんと定めるべきではないか。  
【清水構成員】

## 海外事業者への発信者情報開示に関する課題に関するご意見

- 海外事業者への訴訟の送達の問題について、新たな裁判手続が決定手続であるとすれば、申立書の写しの送付といった訴状の送達よりは簡易な手続が想定されるので、現在の保全と似たような形での処理ができるのではないかと。【垣内構成員】

## 裁判外(任意)開示の促進に関するご意見

- 権利侵害の明白性要件は維持すべきだと考えるが、この言葉のイメージにより、発言者に直接訴訟をしていけば発言者が責任を問われるような場合であっても発信者情報の開示が認められない場合があるのだとすると、問題はあと思う。その意味で、ガイドラインが、「違法性阻却事由、不法行為の成立を阻却する事由が存在しないこと」を要求するのではなく、「違法性阻却事由、不法行為の成立を阻却する事由の存在をうかがわせる事情が存在しない」となっているのは含蓄のある表現だと思う。  
【上沼構成員】
- プロバイダが判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定を設けることについて、違法性阻却事由があるにもかかわらず、権利侵害があったとしても発信者情報が開示されるということは、匿名表現についての萎縮効果にも大きく影響が出てくるものと思うので、当該免責規定について考慮する必要はない。
- プロバイダの判断を助けるための民間相談機関の充実ということについては、できるだけやっていくべき。  
【以上、大谷構成員】
- 開示対象情報の拡大、任意開示の促進を行う際には、制度の悪用、濫用の可能性も増大することに配慮し、悪用や濫用防止する方策の拡充を併せて行う必要がある。
- また、任意開示を促進するために、プロバイダに一定の範囲で免責を認める際には、例えば、適正手続の履践による免責という規定の仕方も一案として考えられるのではないか。
- 誹謗中傷の事例では権利侵害は明白であり、通常、明白性要件を充足するものと考えられる。そのため、明白性要件の緩和は、手続の円滑化というよりも、これまで権利侵害が明白でなかったために開示請求が認められていなかった事例、いわゆる限界事例等へと開示請求権の範囲を拡張することにつながるものである。そのため、仮に明白性要件の緩和を議論するのであれば、手続の円滑化という文脈ではなく、別個の考慮が必要とされるのではないか。  
【以上、栗田構成員】
- 権利侵害の明白性が要求されている理由については、被害者救済の必要性と発信者側のプライバシー及び匿名表現の自由とのバランスを図るという観点だと考えられており、この考え方を否定する理由は乏しいが、その解釈として不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存しないことまで要求することには疑問がないわけではない。そのため、権利侵害の明白性を絶対要件とする以上、違法性阻却事由等の場合も含めて権利侵害が明白か否かを判断することが必然であるというのであれば、権利のバランスを図るという考え方を維持しつつ、例えば表現内容自体から判断が可能なものにする等、一定の緩和を図るということもあり得るのではないか。  
【鎮目座長代理】
- 権利侵害の明白性要件については、変えてしまうとこれまで適法であった発言がこれから違法になってしまう点で問題が生じると思うので、維持する必要があると思うが、「違法性阻却事由、不法行為の成立を阻却する事由の存在をうかがわせる事情が存在しない」という点に関しては、「違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しない」という形に変えるべき。  
【清水構成員】

## その他に関するご意見

- プロ責法第4条第3項について、「みだりに用いてはいけない」と規定されているが、条文解説を見てもどうい場合がみだりに用いることになるのか解説がなく、弁護士が開示された情報を記者に伝えてしまい、弁護士が敗訴したという事例もあり、発信者からの嫌がらせのようなことがされてしまうおそれもあるため、どのような場合に「みだりに用いる」場合に当たるのか明確にする必要がある。  
【清水構成員】
- 子の権利を侵害する情報について、監護者を発信者情報の開示請求者に含めるためには、この点について監護者に子の法定代理権を認めるか、あるいは監護者を固有の開示請求権者としてプロ責法第4条第1項柱書に追加することになると思うが、前者の方法では、家族法の前提である単独親権の原則を部分的に修正することになり、後者の方法では被害者以外の者に開示請求権を拡張しプロ責法的前提を変更することになるため、監護者を開示請求者に含めるという点については、その必要性や需要について慎重に検討すべき。
- プロ責法第4条第3項の「みだりに用いて、不当に」という点について、訴訟の提起や権利行使を超えて発信者の情報を広く公開するようなことまで認めてよいかは検討を要するが、要件の明確化が必要だという点については同感。

【以上、栗田構成員】